

「大阪市骨抜き条例案」 骨子パブコメ

写真のように「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例(案)の骨子」についてのパブリック・コメントが、1月25日から2月20日まで実施されている。

一昨日、担当の大阪市副首都推進局にパブコメの趣旨や骨子、スケジュールについて問い合わせというより、抗議の電話をした。ユーチューブで視聴した22日の「副首都推進本部会議」で示された条例案の骨子は生煮えで分かりにくく、これに対してパブコメをして意味があるのか疑問だ。スケジュールもきわめて拙速で、議会軽視も甚だしい。条例化骨子は、コロナ禍で強行された住民投票の結果を無視するものだ。

でも、声をあげないことには、一方的に大阪市骨抜きの条例化が進められてしまう。条例案骨子について、主な問題点を整理していこう。

さらなる成長・発展に向け、将来にわたって一体的な行政運営を確保するために、成長に関する戦略に係る事務、都市計画権限のうち広域的で成長の重要な基盤となる事務を大阪府に一元化する。これにより、府（知事）の権限と責任を明確化でき、副首都・大阪を実現できる。

後者の都市計画については、骨子の参考資料1に次のように記してある。

大阪全体の視点から府市協調でまちづくりを進めるため、今後の都市計画の方針となる都市計画区域マスタープランや、大阪の都市機能と向上に欠かせない拠点開発、広域交通網の整備等に大きく関係する都市計画権限について大阪府への一元化をはかる。都市計画権限の中では、「国の利害に重大な関係がある事務」として大臣同意が求められるものに概ね合致。

条例に規定する都市計画権限の事務の委託として、次の7項目を挙げる。

- ・都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（いわゆる都市計画区域マスタープラン）
- ・区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）
- ・都市再生特別地区
- ・臨港地区（国家戦略港湾に限る）
- ・一般国道、自動車専用道路（高速自動車国道、阪神高速道路）
- ・都市高速鉄道
- ・一団地の官公庁施設、予定区域

昨日、条例案の骨子の都市計画に関することを確認するために都市計画局を訪ねた。都市計画の担当者は骨子について、まったく聞いていないと。続報していきたい。

(2021年1月28日)

